

農地の権利移動や転用には許可申請や届出が必要です。

農業委員会では、限りある農地の有効利用と優良農地の確保のため、農地法、農業振興地域に関する法律に基づき、農地の権利移動や農地転用の審査を行っております。

農地転用許可申請は毎月20日締め切り(20日が土日祝の場合は、翌営業日)で、翌月の委員会で審査します。

農地を農地として売買、貸借、贈与する場合は許可が必要です。

- ※ 農業公社を通して貸借する場合は、許可は必要ありません。
- ※ 農地を相続した時は、届出が必要です。

農地を宅地、倉庫、駐車場、資材置場等、農地以外の用地にする場合は農地転用の許可及び届出が必要です。

- ※ 市街化区域は届出が必要となります。
- ※ 農用地区域内の農地は、先に農振除外の手続きが必要です。

※内容により必要な書類が異なりますので、事前に農業委員会事務局(64-7710)へご相談してください。

経営とくらしを応援!!

全国農業新聞

月4回金曜日発行 月900円(送料・消費税込)

※電子購読料は月700円

■お申し込みは農業委員会事務局(64-7710)まで
発行 全国農業会議所

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8 中央労働基準協会ビル

農業者年金に加入して安心して豊かな老後を

3つの要件を満たせば、
どなたでも加入できます!

- ① 60歳未満の方
- ②年間60日以上農業に従事している方
- ③国民年金第1号被保険者(保険料免除者を除く)の方

高齢農家世帯の家計費は、月額23万円~24万円必要と言われております。しかし、国民年金の支給額は最大で一人あたり月額約6万5千円で、これを夫婦でもらっても毎月10万円程度の赤字になってしまうので、国民年金の上乗せ年金として農業者年金に加入しましょう。

農業者年金は、積立方式・確定拠出型で少子高齢化時代に強い。

農業者年金は、経営状況や老後の生活設計に応じて、保険料を加入後いつでも月2万円~6万7千円の範囲で自由に決められます(千円単位で変更可能。年払いも可)。また、80歳前に死亡した場合は、死亡一時金として遺族が受け取れます。なお、積み立てる保険料の全額が社会保険料控除になり、税制面で大きな節税効果が期待されます。

農業者年金の相談は農業委員会事務局(Tel.64-7710)またはJA佐波伊勢崎窓口(Tel.65-2911)まで。

玉村町

農業委員会だより

VOL
78
2026年3月

○発行/玉村町農業委員会 ○編集/農業委員会事務局:群馬県佐波郡玉村町大字下新田201番地 電話0270-64-7710



農業委員と生徒で育てた食材を使用した「たまむらカレー」



令和7年6月26日(木)に、農業委員会は芝根小学校の生徒の皆さんと一緒に「たまむらカレー」の材料になるたまねぎとジャガイモの収穫を行いました。そして7月4日(金)に、ここで収穫したたまねぎとジャガイモを使った「たまむらカレー」が、給食センターの協力で町内の保育所・幼稚園・小中学校に提供され、楽しい給食の時間を農業委員の皆さんと一緒に過ごしました。

農業委員会では、生徒の皆さんの農業への理解を深めるために、給食の食材と一緒に育てています。



会長あいさつ



玉村町農業委員会
会長 松浦好一

日頃より、農業委員会の活動に対しまして深いご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

本地域は、米麦生産を中心とした農業が営まれてきた土地柄であり、先人の努力により、今日まで安定した食料生産が続けられてまいりました。しかしながら近年、肥料・農薬・燃料などの生産資材価格の高騰が続く中、米の価格上昇が社会的にも大きな関心事となっております。米価の上昇は、生産者の経営安定や意欲向上につながる側面がある一方で、消費者や実需者への影響も考慮すべき重要な課題であります。

また、米と麦の輪作体系を維持していくためには、農地の集積・集約化や担い手の確保が不可欠であり、地域全体で将来像を共有することが求められています。農業委員会といたしましては、地域の実情を踏まえつつ、農地の適正な利用と保全を進め、米麦生産が持続的に行われる環境づくりに取り組んでまいります。更に、関係機関と連携しながら、次世代へ農業を引き継ぐ体制づくりを進めてまいります。今後とも皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。



ばくしゅう さと 麦秋の郷の景観について



農業委員会では、耕作放棄地の解消・農地保全・麦の作付け奨励等を図るため、町内外に誇れる伝統ある景観として「麦秋の郷」を発信しています。また、この時期は草花が成長する時期でもありますので、農地の保全管理をお願いいたします。

令和8年度の玉村町農業施策に関する意見書を提出



農業委員会では、町の令和8年度の農業施策に対し農業者の意見を反映してもらうため、令和7年11月18日（火）玉村町役場応接室において、玉村町長及び玉村町議会議長に対し意見書を提出いたしました。

たまむらカレー用じゃがいも・たまねぎの収穫



令和7年6月26日（木）、地元の農業委員会と芝根小3年生が協力し、給食で使用するカレー用のじゃがいもとたまねぎを収穫しました。子どもたちは初めての収穫体験に大興奮で、農業委員の指導を受けながら、一生懸命に土を掘り、実った作物を手に取りました。収穫された新鮮なじゃがいもとたまねぎは、学校の給食に使われ、地元の食材の大切さを学びました。この活動は、農業と食のつながりを実感する貴重な機会となりました。